

製品事故に該当しない事例について（平成19年10月23日公表分）

平成19年10月23日
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第2条第4項に「製品事故」の定義が規定されています。この規定内容を御理解頂くため、「製品事故」に該当しない事例について、消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議頂いた結果を基に公表します。

なお、公表しました事例については、あくまでも、記載の状況が一致する事故であれば該当しないという趣旨であり、事故原因において、製品に起因する可能性が少しでも存在したり、事故原因に不明な点がある場合には、「製品事故」から除外することができませんので、御注意ください。今後とも安定的な運用を図るため、事例を追加して御案内していくこととしております。

【参考】

消費生活用製品安全法（抄）

第2条 1～3（略）

4 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができると思はれる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。

一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

5（略）

1．偶発的に発生した、又は不可抗力の事故であつて明らかに製品に起因しない事故

番号	消費生活用製品名	被害状況	事故内容
1	身体洗淨料	重傷	入浴中、身体を洗うためにボディソープのポンプを押した際、洗淨料が目に入り、目に全治1か月の怪我を負った。調査の結果、当該製品の内容成分、ポンプ機能には問題がなく、ノズル先端に乾燥、固化した内容液が付着していたことにより、内容液がノズルの向きと異なる方向に飛び、目に入ってしまったものと思われる。

2. 消費者の誤使用、不注意であって、明らかに製品に起因しない事故

番号	消費生活用製品名	被害状況	事故内容
1	ふろがま (空焚き防止装置が装備されていないもの)	火災	浴槽の水を確認しないで追い焚きを行った。しばらくして、焦げくさい臭いで空焚きに気がつき、家人が消火した。機器の一部を焼損した。
2	ガスこんろ	火災	ガスこんろのグリルで魚を焼いていたところ、グリルの排気口から出火し、壁と換気扇を焼損した。調査の結果、使用者が日常の清掃をせず、グリル内に魚などの油脂が大量に付着した状態で使用を続けたため、油脂に引火した火が排気口から出て火災に至ったものと思われる。
3	I H調理器	火災	揚げ物調理をするため、鍋に1cmくらい(約250g)の油を入れて加熱状態のままその場を離れ、戻ってくると火柱が上がっていた。調査の結果、揚げ物調理をする場合には、800g(0.9リットル)以上の油でIH調理器専用の鍋を使用することが取扱説明書等で警告表示されているにもかかわらず、使用した油が少なく、IH調理器専用の鍋を使用していなかったことにより、調理油加熱防止装置が作動しなかったため出火したものと思われる。
4	エアゾール缶	重傷	浴室の床で市販のガス抜き器を使用して、エアゾール缶(噴射剤にLPガスの使用されているもの)に穴を開け処理し、缶の中に残っていた内容液を水で洗い流したところ、火がつき火傷を負った。調査の結果、エアゾール缶を捨てる際には、火の気のない戸外で噴射音が消えるまでボタンを押してガスを抜くよう本体に警告表示されているにもかかわらず、換気の悪い浴室内でエアゾール缶に穴を開けてガス抜き作業を行ったため、気化したLPガスに何らかの原因で引火し、事故に至ったものと思われる。